平成２８年（フ）第１１０号
埼玉県東松山市大字石橋1144―１　ジョイフラット青鳥Ｉ201号室、破産開始決定時の住所埼玉県東松山市神明町１丁目７番４号　マイキャッスル東松山302
破産者　籠宮晋一郎
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２８年（フ）第１５８号
埼玉県熊谷市佐谷田3916番地１　アトゥム熊谷101
破産者　上田　昭雄
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２８年（フ）第１９６号
埼玉県深谷市東方2105番地３
破産者　小谷　正直
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２８年（フ）第９９４号
名古屋市中村区畑江通２丁目28番地の１　畑江ロイヤルハイツ２Ｃ号、従前の住所名古屋市天白区植田山２丁目101番地　名古屋市植田寮
破産者　勝　　史則
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第２６号
島根県益田市常盤町12番７号、前住所島根県益田市中島町イ1361番地７
破産者　佐藤　久夫
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部
平成２８年（フ）第８５２号
札幌市中央区南21条西12丁目２番35号　ハイツ村岡21・101号
破産者　尾畑リク子
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部
平成２８年（フ）第１３７号
北海道紋別市落石町３丁目31番５号　コーポ勝山　Ａ－３
破産者　山本　章市
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部
平成２８年（フ）第１３８号
北海道紋別市落石町３丁目31番10号　白樺第一マンション　10号
破産者　山本久美子
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部
平成２７年（フ）第５７２号
埼玉県川越市大字鯨井1637番地６
破産者　金山　　将
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部
平成２８年（フ）第１２２号
埼玉県入間市大字下藤沢1092番地22
破産者　成田　元気
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部
平成２８年（フ）第２８４号
埼玉県飯能市仲町12番13―203号
破産者　堯　　裕也
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部
平成２８年（フ）第３２５号
埼玉県ふじみ野市東久保１丁目15番20―305号、開始決定時の住所愛知県名古屋市中村区則武１―31―16　ヒルハウス３―703
破産者　木内　基成
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部
平成２７年（フ）第３４２号
神奈川県平塚市片岡1246番地の８
破産者　美馬　初美(住民票上の表記美馬**初**美)
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２７年（フ）第３７０号
神奈川県平塚市田村６丁目16番19号
破産者　谷田部広司
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２８年（フ）第２０号
岐阜県大垣市三本木４丁目51番地　ユーハイツ　301号
破産者　國枝　治彦
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係
平成２８年（フ）第６７８号
名古屋市中村区長戸井町１丁目８番地
破産者　岩本　篤哉
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第７７４号
名古屋市昭和区滝川町72番地　京源ハイツ５－Ｄ号
破産者　澤田　**靜**枝
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第８２３号
名古屋市中村区中村町６丁目88番地　第三アスナロマンション102号
破産者　石川　晴子
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（フ）第１０５号
徳島県板野郡上板町神宅字宮ノ前７番地１
破産者　原田　景子
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部